

託送料金相当額について

(一般ガス導管)

当社の導管等の供給施設に関わる費用(託送料金相当額)は、当該施設を利用する全てのガス小売事業者(当社も含まれます。)が負担しており、お客さまがお支払いするガス料金に含まれています。

託送料金相当額の計算方法については下記にてご確認ください。なお、より詳しい内容については当社ホームページに掲載しております「託送供給約款」をご確認ください。

主に家庭用・小規模業務用のお客さま向け(2部料金)の場合

適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金(従量料金単価×ガスのご使用量)」を合計した金額が託送料金相当額となります。

2017年4月1日実施

(税抜)

適用区分		定額基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/㎡)
料金表 A	0 ㎡から 16 ㎡まで	450.00	69.60
料金表 B	16 ㎡を超え 81 ㎡まで	900.00	41.48
料金表 C	81 ㎡を超える場合	1,800.00	30.37

【計算例】使用量 17 ㎡/月 (適用区分 料金表 B) の場合

※モデル家庭の1ヶ月あたりのご使用量 17 ㎡

(定額基本料金)

(従量料金)

$$900.00 \text{ 円} \quad + \quad 41.48 \text{ 円} \times 17 \text{ ㎡} \quad = \quad \underline{1,605 \text{ 円}} \text{ (小数点以下切捨て)}$$

主に業務用のお客さま向け（3部料金）の場合

ガス小売事業者(当社を含みます。)が、契約時に下記の3つの料金種別のうち1つを選択します。選択された料金種別の「定額基本料金」と「流量基本料金(流量基本料金単価×契約最大払出ガス量※1)」と「従量料金(従量料金単価×ガスのご使用量)」の合計額が託送料金相当額となります。

(税抜)

料金種別	定額基本料金 (円/月)	流量基本料金単価 (円/月・m ³)	従量料金単価※2 (円/m ³)
料金表D	1,200.00	300.00	3.37
料金表E	15,000.00		1.87
料金表F	100,000.00		1.17

※1 契約最大払出ガス量(m³)は契約時にガスメーターや消費機器の能力をもとに決定します。

※2 道路からお客さまの敷地内まで繋がる導管のうち、圧力が低圧の導管で供給された分については、低圧導管利用に係る加算額として24.44円(税抜)が従量料金単価に加算されます。

【計算例】 料金種別 料金表E 契約最大払出ガス量 50 m³、使用量 10,000 m³/月の場合

(定額基本料金) (流量基本料金) (従量料金) (低圧加算分)

$$15,000.00 \text{ 円} + (300.00 \text{ 円} \times 50 \text{ m}^3) + (1.87 \text{ 円} \times 10,000 \text{ m}^3) + (24.44 \text{ 円} \times 10,000 \text{ m}^3) \\ = 293,100 \text{ 円 (小数点以下切捨て)}$$